

私は日本共産党県議団を代表し、ただいま議題となりました議第286号議案の監査委員の選任の同意を求めることについて、賛成しかねる立場から討論を行います。

昭和21年、首長から独立した立場で執行機関の監査に専門的にあたる機関として初めて「監査委員」制度が設けられました。以来、住民の公益を守り、公正な行政を保障するため自治体の事務のありかたを日々点検する大事な役割を担ってきました。それは、議会の政務活動なども含めて対象とされるものです。

我が県議団はこれまでも述べてきたとおり、監査委員4名のうち、2名を議員選出することについて議会内での十分な検証がないまま慣例として繰り返されてきたことに異議を唱えてきました。

特に、私たちの任期中には政務活動費をめぐる議長や何人もの議員の不正支出が問題となり、県民の信頼を大きく失墜させることとなりました。ようやく各会派の努力によって、その改革は始まったばかりです。

一昨年2月にだされた第31次地方制度調査会答申で、議会は議会としての監視機能に特化していくべきという考え方が示され、平成25年3月にまとめられた総務省・地方公共団体の監査制度に関する研究会報告では、短期に交代している例が多いことから専門性および独立性が不十分とし、議員は議会審議の場で執行機関のチェック機能を果たすことに集中すべきとの意見も出されています。

こうした意見も踏まえ、より専門性の高いものとして監査機能を強化することを議論すべであり、党県議団としても呼びかけてきました。

そういうこともしないまま、二年で交代し、任期一年だけの今回の監査委員補充について同意しかねるという事を申し上げ、反対討論とします。